

韓国向け輸出水産食品取扱要領

1. 目的

本要領は、韓国に輸出される冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓（以下「冷凍魚類頭部等」という。）について、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められていることから、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。

2. 定義

- (1) 冷凍食用鮮魚類頭部とは、食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（カマ、あご、ほほ等）及びタラ（*Gadus morhua*, *Gadus ogac*, *Gadus macrocephalus*）、ニュージーランドヘイク（*Merluccius australis*）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。
- (2) 冷凍食用鮮魚介類内臓とは、分離された食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。

3. 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等の要件

韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等は、次の要件に適合すること。

- (1) 世界関税機構（WCO）の国際統一商品分類のうち、冷凍食用鮮魚類頭部：HS 0303及び冷凍食用鮮魚介類内臓（フグを除く。）：HS 0303、HS 0306、HS 0307に該当すること。
- (2) 食品として衛生的に取り扱われた冷凍魚類頭部等であること。
- (3) 食品添加物等他の物質を使用していないこと。
- (4) 韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）に適合していること。

4. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録の要件

韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理（国内で処理を行わない場合にあっては保管をいう。以下同じ。）する施設は、次のいずれかの要件に適合すること。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条の営業許可を有すること。
- (2) 条例による食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を

行っていること。

5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録手続等

- (1) 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等を最終的に処理する者（以下「施設登録者」という。）は、4に掲げる要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により、当該施設がある地域を所管する地方厚生局（以下「地方厚生局」という。）に申請する。
- (2) 地方厚生局は、(1)の申請を受理したときは、4に掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）に対して、別に定める報告様式により当該施設の登録の報告を行うとともに、別紙様式2により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 登録の報告を受理した監視安全課は、韓国政府に当該施設の登録を要請する。
- (4) 監視安全課が韓国政府から登録完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上で施設登録リストを公表した時点をもって、当該施設を本要領に基づき登録された施設（以下「登録施設」という。）として取り扱うものとする。
- (5) 施設登録者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）を満たしていることを確認すること。また、魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準（別添2）に基づき韓国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。

6. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設に関する登録事項の変更

- (1) 施設登録者は、登録事項の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式3により、地方厚生局に申請する。
なお、変更の場合にあつては、変更内容が確認できる書類を添付する。
- (2) 施設登録者は、4に掲げる要件に適合しなくなった場合は、速やかに地方厚生局に取消しの申請を行うこと。
- (3) 地方厚生局及び監視安全課は、5(2)～(4)に準じて手続を行う。

7. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、地方厚生局及び監視安全課は登録施設の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録施設が4. の要件に合致しないことが判明したとき。
- (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
- (3) その他相当の理由があると認められるとき。

8. 証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式4（添付書類を含む。）及び別紙様式5（I. について記入したもの）を提出し、証明書の発行を申請する。この場合、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添3によるものとする。

また、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続きを円滑に行うため、事前に地方厚生局に相談するなど連携を図ること。

- (2) 地方厚生局は、当該食品が登録施設で処理され、韓国向けに輸出する条件を満たしていると認められる場合には、速やかに発行番号を付して証明書を発行する。なお、発行番号の上2桁は地方厚生局略号（北海道厚生局：HK、東北厚生局：TK、関東信越厚生局：KS、東海北陸厚生局：TH、近畿厚生局：KK、中国四国厚生局：CS、九州厚生局：KY）、次の2桁は西暦の下2桁（年度）、5桁目以降に発行番号を0001から付すこと。（例：HK120001）
- (3) 地方厚生局は、本要領に基づく証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 地方厚生局は、証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。
- (5) 地方厚生局は、前年度の証明書発行件数について、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。
- (6) 海外に在住する者が申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ地方厚生局に提出することで、当該代理人が申請を行うことができる。

9. 施設の監視

地方厚生局は、証明書発行実績等を考慮し、必要に応じ輸出水産食品検査担当官を派遣し、監視等を実施すること。

(1) 監視内容

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表（別添4）の内容に即して、監視を実施し、監視結果について施設に通知すること。監視の結果、点検項目について適合しない項目があった場合は、改善指導を実施し、必要に応じ衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

(2) 監視実施状況の報告

地方厚生局は、前年度に実施した（1）の監視実施状況について、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、監視実績がない場合もその旨報告すること。

10. その他

(1) 輸出者は、証明書を要する冷凍魚類頭部等に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前に地方厚生局に確認をすること。

(2) 輸出者は、韓国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により韓国政府が定める食品の基準及び規格（別添1）を満たしていることを確認し、韓国向け輸出冷凍魚類頭部等に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 韓国からの違反連絡等により、輸出冷凍魚類頭部等の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、地方厚生局は、必要に応じ、関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、地方厚生局の調査等に対して協力を行うこと。

(4) 施設登録者は、韓国の農林水産食品部（M I F A F F）の現地査察に対して協力を行うこと。

(5) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県水産部局の指示に従うこと。

(6) 施設登録及び証明書の発行に係る申請先は、以下のとおり。

【申請先】

○北海道の施設

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1

北海道厚生局健康福祉部食品衛生課あて

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の施設
〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20
東北厚生局健康福祉部食品衛生課あて

- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
新潟県、山梨県、長野県の施設
〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課あて

- 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の施設
〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1
東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課あて

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の施設
〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22
近畿厚生局健康福祉部食品衛生課あて

- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県の施設
〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18
中国四国厚生局健康福祉部食品衛生課あて

- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県の施設
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7
九州厚生局健康福祉部食品衛生課あて